平成２７年（フ）第１０１号
宮城県大崎市古川穂波３丁目３番53号　シャトー・ド・メールＢ棟Ⅱ号、従前の住所宮城県大崎市古川穂波５丁目５番８号　Ｂ
債務者　森田　　聡
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第９４号
石川県能美市宮竹町238番地　市営宮竹住宅２－103号、従前の住所石川県白山市森島町い75番地15
債務者　見谷　康子
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第２４１号
（住民票上の前住所）福井県坂井市坂井町下関第66号７番地
債務者　髙本　郁子
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２５９号
福井県あわら市柿原第37号75番地
債務者　荒田千夜子
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２７１号
福井市乾徳３丁目６番10号　サンライン福井コーポ403
債務者　中橋　幹夫
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３６号
福井県小浜市中井第９号35番地の１　ポラリス
債務者　小橋　健司
1　決定年月日時　平成28年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２７年（フ）第６７２号
神戸市兵庫区荒田町２丁目７番８号、従前の住所神戸市兵庫区荒田町４丁目１番20号　シンプルライフ荒田２Ａ
債務者　梶本　　哲
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９１０号
神戸市北区道場町日下部1682　ソレアードコーポ201、住民票上の住所神戸市北区道場町日下部1581番地
債務者　木元　　隆
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９４３号
神戸市灘区高羽町３丁目６番４号
債務者　松本　貴郁
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２９２号
青森県東津軽郡平内町大字東田沢字田沢61番地
債務者　田中　智子
1　決定年月日時　平成28年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２４号
山口市湯田温泉２丁目４番８－27号　鴻陽館、前住所山口市吉敷赤田４丁目３番46号　メゾン吉敷Ａ－102
債務者　北方　幸治
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５１３９号
大阪府東大阪市東鴻池町１丁目10番10号　グランドデルニエ202、前住所大阪府東大阪市稲田新町２丁目８番19号
債務者　川嵜　正雄
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１２７０号
東京都練馬区早宮１丁目49－２
債務者　冨賀　りさ
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１３０４号
東京都墨田区江東橋２丁目３－４－408
債務者　海沼　義弘
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１３１３号
東京都足立区千住元町22－９－201
債務者　牧嶋　美香（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１３１９号
東京都練馬区東大泉３丁目55－８－302
債務者　鈴木　　亮
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部